

III 人権が守られる社会へ

世界の動き

「SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)」とは？

2015(平成27)年の国連総会で採択された国際目標で、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざし、17の目標(ゴール)と169の取組目標(ターゲット)で構成されています。



(国際連合広報センターHPより)

SDGsと人権との関係

「人権」という言葉は、169のターゲットの中に1か所しか出てきません。なぜ「人権」という言葉が出てこないのでしょうか？人権はSDGsの全体を支える重要な考え方であり、17の目標のすべての基礎をなすからです。世界人権宣言の精神を引き継ぎ、「誰一人取り残さない(Leave No One Behind)」との人権の理念が根底にあるのです。

「世界人権宣言」1948年12月10日採択(要約版)

第1条 平等の権利
第2条 差別されない権利
第3条 自由に安心して生きる権利
第4条 奴隸にされない権利
第5条 苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利
第6条 いつでもひとりの人間として認められる権利
第7条 法律で平等に扱われる権利
第8条 裁判で守られる権利
第9条 理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利
第10条 公正な裁判を受ける権利
第11条 裁判が有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利
第12条 私生活の自由が守られる権利

第13条 住む場所を自由に選べる権利
第14条 自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利
第15条 ひとつの国の国民となる権利
第16条 結婚して家庭を持つ権利
第17条 家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利
第18条 自由に考えたり、信じたい宗教を自由に選べる権利
第19条 意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利
第20条 平和的な集まりに参加したり、仲間と団体を作る権利
第21条 政治や選挙に参加する権利
第22条 人間らしく生きることができるように保障を受ける権利

第23条 仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利
第24条 休暇をとったり、余暇を楽しめる権利
第25条 人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利
第26条 学校に通い、ただで義務教育を受ける権利
第27条 社会の文化的生活に参加する権利
第28条 権利や自由を受けられるための秩序を得る権利
第29条 お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務
第30条 様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利

わたしたち一人ひとりの小さな一歩が大切になります。その行動が地球を救うことに、そして、SDGsの根柢にある人権が大切にされることにつながるのです。



国連人権理事会からの勧告

2023(令和5)年1月31日、国連人権理事会の作業部会において、115か国が日本に対して延べ300件の勧告を行いました。死刑制度の廃止、包括的差別禁止法の制定、ジェンダー平等、障がい者・性的少数者・少数民族などマイノリティの権利の擁護などでした。これらは多くの国が実施済みなのに日本が実施できていないものであり、世界の人権水準に照らして遅れを指摘されていることを意味しています。